

(仮称)大和郡山市自治基本条例

策定市民準備会 結果報告書

目 次

1 . 提 言 P 1
2 . 提 言 書 P 2
3 . 議 事 概 要 P 3
4 . 委 員 名 簿 P 3 6

(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会からの提言

成熟社会化に伴うニーズの多様化、NPO法人など市民活動の活発化、財政状況のひっ迫といった現在の社会経済情勢のなか、地方分権改革は着実に進められ、地方自治体には『地方自治の自主・自立』と『官民協働による地域経営』が求められていることを強く感じています。

さらにこれらを実現するためには、地域共通の目的・目標を明確にし、市民と行政による『協働のまちづくり』を進めていかなければなりません。

そのために、わたしたち市民は、今一度、自治の主役であることを再認識し、主体的にまちづくりに関わっていく必要があります。

また、市民以外の自治の主体である『行政』や『議会』は、自分たちの役割を再確認する必要もあるのです。

そして『市民』『行政』『議会』の3者が、連携・協力してまちづくりを進めていくことで『協働のまちづくり』がより一層推進されるものと考えています。

このように、これからのまちづくりの考え方やしくみを明確にするためにも、(仮称) 大和郡山市自治基本条例の策定が不可欠であると考えます。

私たちは、この条例を策定するにあたり、その策定組織である(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定委員会の運営方法等について種々検討を重ね、別紙のとおり提言書を作成いたしました。

最後に、(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会が本市における『市民主体のまちづくり』の第一歩となることを願ってやみません。

平成19年3月31日

(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会委員一同

(仮称)大和郡山市自治基本条例策定市民準備会からの提言書

(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会の運営方法		
自治の主体	市民』『行政』『議会』 ただし市民』には市内在勤・在学者も含む	
策定委員会の委員構成	市民』『行政』『議会』	
策定委員の選出方法	市民	対象者は20歳以上の市内在住、在勤、在学の方で議員・市職員でない方 定員を設けずに公募する(応募用紙に作文等の課題は設けない)
	議会	議長に2~4名の選出を依頼する
	行政	行政組織の代表者としての代表を選出する
策定委員会の委員構成割合	策定委員数は無制限(市民公募を主体とし、市民公募の状況に応じて『議会』『行政』の人数を決める)	
市民公募の広報方法	予算の範囲内で積極的にPRする	
策定委員の報酬	無報酬とする	
策定委員会の公開	公開にするほか、市ホームページに議事録を掲載する	
学識経験者	策定委員としてでなく、『アドバイザー』としての参加が好ましい	

(仮称)大和郡山市自治基本条例

策定市民準備会 議事概要

会議の名称		第1回 自治基本条例策定市民準備会
開催日時		平成19年1月25日(木) 16:30~18:00
開催場所		矢田ふるさと工房
事務局		大和郡山市 企画政策部 企画政策課
出席者	委員	委員11名
	事務局	上田市長 矢田企画政策部長 北森企画政策課長補佐 徳田係長 森 澤田 齋藤(コンサルタント)
欠席者		なし
議題等		委員委嘱 市長挨拶 パワーポイントによる趣旨説明 スケジュール

議 事 概 要

【事務局による資料説明及び趣旨説明】

自治基本条例について、「自治基本条例は、自治体の憲法であり総合計画よりも上位規範にある」ということや「自治基本条例の必要性」、「自治の取り組み例」についてパワーポイントを用いて説明する。

また、この会議の趣旨として、自治基本条例の策定委員会における運営方法や策定委員の構成などについて話し合う場であることを確認する。

質疑応答

【本日の資料について】

委員 豊中市を参考資料としたのはどうしてですか？

事務局 他にも参考となる自治基本条例もありましたが、最初の会議でもあるため、一番分かりやすいものを選びました。

【今後の進め方について】

委員 中長期的ビジョンにたった上で、今回の自治基本条例は考えていく必要があるのでは…。自分たちの住んでいる大和郡山市をどういうふうにしていきたいかを考え、その上で問題となってくることがあると思われるので、それを解決するためにどうしていくかという視点で検討していったらどうでしょうか。そのためにも、各委員の中長期的ビジョンを知りたいです。

委員 中長期的ビジョンという意味では、先頃作成した第3次総合計画があるわけですが、知らない委員もいるかと思うので知ってもらってはどうか。

委員 自治基本条例は総合計画を規定する上位規範となるようですので、それを踏まえて検討していったらどうでしょうか。

【会議の公開について】

委員 傍聴人も含めて公開にすべきではないでしょうか。

委員 今回の会議は策定準備会であるので、公開にする必要はないのでは…。公開するのは策定委員会からが良いのではないのでしょうか。

委員 議事録は公開しても良いのではないのでしょうか。

委員 どの委員が何を言ったかは分からないようにした方が良いのでは…。

委員 傍聴人ありの公開制は、委員が本音の意見を言えなくなったり、意見を誤解して傍聴人に受け取られたりする可能性もあるので問題があると思います。

以上の意見を踏まえて、会議の公開制等について再検討するところから、次回の会議は進めていきます。

会議の名称		第2回 自治基本条例策定市民準備会
開催日時		平成19年2月15日(木) 18:00~20:00
開催場所		大和郡山市役所 200会議室
事務局		大和郡山市 企画政策部 企画政策課
出席者	委員	委員 10名
	事務局	北森企画政策課長補佐 徳田係長 森 澤田 齋藤(コンサルタント)
欠席者		委員 1名
議題等		前回の議事録を確認及び質疑応答 会議を進めていくうえでの基本ルールの確認 準備会運営の留意点 例の説明、司会者の選任及び 質疑応答 会議の公開・非公開について 策定委員会の運営方法の論点 例について 次回の日程及び資料提出期限について

議 事 概 要

前回の議事録についての質疑応答

委員 第3者に何をしたか分かるようにしてほしい。パワーポイントを用いた説明をしたのだから、その旨も記述し、後からでも見れるようにするのがいいのではないのでしょうか。

委員 市民準備会の趣旨(策定委員会運営方法及び策定委員の属性についての検討)についての説明があったので、それも追記してほしい。

委員 出席者にコンサルタントの方の名前がない。

委員 発言の始めは 印でなく「委員」とし、回答は「事務局(司会者)」とするのが良いのではないのでしょうか。

事務局 来週までに修正します。

会議を進めていくうえでの基本ルールについての質疑応答

委員 独自資料を配布するのは了解を得るとは、誰に対して了解を得るのですか？

事務局 ここにいる委員に対してです。

委員 今日の欠席者についての報告を最初にしていただきたいです。

事務局 以後、そうします。

委員 まだ名前と顔が一致していないので、名札があれば助かります。また、発言の前に名前を言っていただくとありがたいです。

事務局 次回から名札を準備します。

準備会運営の留意点 例の説明、司会者の選任及び質疑応答

< 司会者について >

委員 司会者は委員の中から選ぶのが原則ですが、まだ会議が始まったばかりで、皆さん慣れていないので事務局の方に慣れるまで司会をお願いしますのでどうでしょうか？

事務局 今日は事務局で司会を担当します。ただしコーディネーターでなくファシリテーターとして司会をします。また、議論の方向性がズレてきた場合は、コンサルタントに随時、修正してもらいます。

< 行政職員の関わり方について >

委員 自治基本条例は市民・行政・議会が関わってくるので、行政職員の方に意見を言ってもらった方が良いのではないのでしょうか。
反対意見なし

事務局 発言していきます。

< 準備会委員の勉強会の必要性について >

委員 前回の会議後、自治基本条例について勉強しましたが、この条例は重要なものだと再認識するとともに、会議に出席することに責任の重さを感じます。ですから、この条例についてもっと勉強した上でこの準備会を進めていく必要があるのではないのでしょうか？自治基本条例の参考資料として三鷹市の条例が素晴らしいので朗読します。 . . . 朗読 . . .

こういった素晴らしい条例を創っていくのですから、しっかりとした課程（プロセス）でないと、後で条例に関わってくる関係者が条例を遵守しないことがあると思います。

委員 この準備会をどういうものにしていくかを勉強する時間が必要ではないのでしょうか？

委員 どういう条例なのかを勉強し、委員全員が共通認識を持った上で準備会を進めるべきではないのでしょうか？

委員 前回、自治基本条例についてパワーポイントで説明がありましたし、今から勉強会を数回するのは時間的制約を考えると困難ではないのでしょうか？

委員 勉強会をするのもいいが、この準備会で最低限必要な知識は前回の説明を受けて全委員が持っているので具体的な検討をして会議を先に進めていきたいです。具体的な検討の一つとして他の自治基本条例を参考にしたりする方法があるように思います。

委員 自治基本条例は自治体の憲法であり、総合計画の上位となりうる規範であるという共通認識の基でこの準備会を進めていけば良いのではないのでしょうか？

委員 この準備会で自治基本条例を策定するのではないので、策定委員になる方に相応の知識が必要であるという思いが良いのではないのでしょうか？

< 策定委員会の委員について >

委員 自治基本条例に規定する各団体の役割について、各団体が責任を持って果たすように、関係団体の人に策定委員になってもらわないといけない。

委員 策定委員会の委員は、各団体の代表者というだけでなく、真にまちづくりを進めていきたいという意欲、意見を言える人が望ましいのではないのでしょうか？

委員 市のことを本当に思って意見が言える人を、どのようにして選ぶのかをこの準備会で決められたらいいですね。

< 資料の配付について >

事務局 先ほど、三鷹市の自治基本条例について参考にしてはどうでしょうかという意見がありました。実は事務局の方でも参考資料として用意していますがこの場でお配りしてもよろしいでしょうか？

委員 配ってください。

事務局 今後も、資料を配付するときは了承をとってから配布していきたいと思います。

委員 愛知県高浜市の居住福祉条例は参考となると思われますので次回の資料にしてはどうでしょうか？

委員 様々な自治基本条例があると思いますので、例として内容が両極端で見比べられる自治基本条例を示してほしい。

事務局 次回までに事務局で用意しておきます。

委員 資料は事前配布にしてほしいです。

事務局 事前配布にしますので、資料の提案のある方は19日の月曜日までに事務局に申し出てください。

会議の公開・非公開について

委員 前は積極的な公開に反対していましたが、後々のことを考えると公開にしておいた方が良いのではないのでしょうか？

委員 前回は議論しましたが、原則は積極的な公開だと思います。ただ今回の会議の委員選考方法を考えると、この準備会は消極的な公開とならざるを得ないのではないのでしょうか？

事務局 会議は非公開で、議事録については公開することとします。なお、前回の議論でもありましたように、委員の名前を明記しない議事録とします。

策定委員会の運営方法の論点 例 について（資料2）

委員 柱的な論点は事務局から提案してもらってもいいのでは…。

事務局 策定委員会の運営方法の論点について、例を資料2のとおり示していますので参照してください。

委員 運営方法とメンバー構成ぐらいが論点なのは…。

【決定事項】

議論を進めながら論点を見つけ、運営方法を決めていく。

次回は、3月1日18時から200会議室で行います。

会議の名称		第3回 自治基本条例策定市民準備会
開催日時		平成19年3月1日(木) 18:00~20:00
開催場所		大和郡山市役所 200会議室
事務局		大和郡山市 企画政策部 企画政策課
出席者	委員	委員 10名
	事務局	北森企画政策課長補佐 徳田係長 澤田 齋藤(コンサルタント)
欠席者		委員 1名
議題等		<p>前回の議事録・名札について 送付資料の確認、概要説明 策定委員会の運営方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定委員の選出方法について ・策定委員会の規模について ・策定委員の構成 ・策定期間について <p>事務局からの連絡</p>

議 事 概 要

前回の議事録・名札について

事務局 第1回と第2回の議事録について何か修正等ございませんか？

第1回議事録については前回の指摘を受けて修正しています。

委員 修正等の意見なし

事務局 それでは、今後もこの議事録様式で作成していきます。

また、今回から名札を用意しておりますので、この会議では全員、名札を着用するということをお願いします。

送付資料の確認、概要説明

事務局 前回、委員の皆様から希望がありました資料を送付していますので確認します。・・・資料確認・・・

ハウツー自治基本条例については、前回でてきたということで添付しています。

他市の「自治基本条例」などは、今すぐには使わないと思いましたが添付しています。また、高浜市居住福祉条例については、自治基本条例ではありませんが、書きぶり等が参考になると思います。

多摩市の自治基本条例案提言書については、提案に至るまで一貫して整理して公開されており、適量で読みやすく策定までの流れ(過程)を分かってもらえると思います。また、どういう分野の人を策定委員に選ぶのか参考にしてもらえたらと思います。

委員 高浜市居住福祉条例の資料希望した委員として一言いいますと、『住み慣れたまちで最後まで安心して暮らす』という概念が自治基本条例に通じると思い、資料に挙げました。

策定委員会の運営方法について

<策定委員の選出方法について>

事務局 前回から策定委員会の運営方法について議論されていたと思います。そこから本日の議論を始めていきたいと思いますが、司会はどうしましょう？

委員 委員として自由な意見を言いたいので、事務局の方に司会をお願いしたいです。

事務局 分かりました。それでは、前回の資料：策定委員会の運営方法論点例にもありますが【会議の規模】、【委員の選出方法】について議論していきたいと思います。

委員 多摩市レベルのことが大和郡山市でもできるかどうか気になります。また、前回は各種団体から代表を選出する意見もありましたが、多摩市の資料を読んでいると、『だれからも拘束されないメンバー』が良いと思います。

委員 多摩市のプロセスが非常に参考になると考えます。私も多摩市の資料 第1章2 条例づくりのあゆみ に記述されている「だれからも拘束されないことを基本理念として参加したものであり、団体等を代表しての参加は認めていません。」という部分に同感です。

事務局 多摩市を参考にすると、策定委員は全員公募ということになりますが…。

委員 公募に地域・団体・事業者等の代表者をプラスするのが良いと考えます。

委員 大和郡山市の場合、公募すると特定の人ばかりになってしまうという問題があります。

委員 多摩市は参考になるが大和郡山市の実状を考え、理想より現実的に決めていく必要があるのではないのでしょうか？

委員 私は第3次総合計画策定時の市民懇談会の公募委員でした。参考までに、その時の市民懇談会の委員構成を言いますと

・・・各種団体名、公募委員数（7名）について話す・・・

市民懇談会では公募委員の出席率が高く、意見もたくさん発言していたように記憶しています。また、各種団体の代表者は、それぞれの団体の縛りがあるようでした。

委員 現実的でないかもしれないが全員公募が理想であり、公募するまでに3、4か月くらいの時間をかけて周知していく方法もある。ただ、そこまでの時間とお金をかける必要があるかどうか…。

事務局としては、どの程度の規模を考えているのでしょうか？

<策定委員会の規模について>

事務局 それをこの準備会で決めようと考えています。それでは委員の定員について、どうでしょうか？

委員 大和郡山市らしい定員でよいのではないのでしょうか？

委員 もっとアピールし、2,30人は集めたいですね。

<策定委員の構成・策定期間について>

委員 多摩市や大和市の『自治基本条例をつくる会』といった市民の自主的な団体から始まっている。自由意見の集約があってこそその住民自治である。時間をかけている。という3点を考えると全員公募が良いと思います。公募にあたっては自治会を通じた周知等を徹底して行い、人数を確保すべきです。「大和郡山市は多摩市や大和市と基礎が違うから」と決めつけるのではなく、公募で集める努力を行ったうえで見極めても良いのではないのでしょうか？

事務局 自治基本条例をつくるにあたって、9月を目標にすることを市長と話しています。ですから目標は9月と事務局では認識しています。時間的制約があるものの、公募で参加する機会を充実させる努力はできると考えています。

委員 9月を目標にするのであれば短時間でつくることになり、他市町村の真似程度のものしかできないのではないのでしょうか？

委員 やはり時間をかけてやるという熱意がないと…。

委員 他市町村と比べて短期間での策定となるので、他市町村の策定期間をもっと考えたうえで策定期間の目標を決めてほしいです。

委員 策定期間について、他市は他市。策定委員会が策定期間を決めるべきだと思います。ただ策定委員会で決める際には、環境基本計画を参考にさせていただきたいです。環境基本計画は2年かけて市民参加型で策定したという経緯がありますので参考になると思います。
皆さんの意見を聞くと懸念すべき点はあると思いますが、我々は準備会に徹っしないといけません。

委員 本当に市民が願っているものが9月までにできるのでしょうか？

事務局 皆さんは、どうして策定までに時間がかかると考えているのでしょうか？

委員 公募すれば様々な方が委員となり、多様な意見が出てくることとなります。そして意見を集約していく過程で要求型意見から参加型意見へ変わっていくことが大切であり、そこにたどりつくまでには時間がかかると考えています。

事務局 策定の時期については、策定委員会で決めていくことになると思います。策定委員会の考え方によっては、策定期間が変更になる可能性もあると考えています。ですから、この準備会では運営方法について議論してもらいたいです。

委員 策定委員のメンバーを決めるには、先のことを考える必要があります。

委員 公募委員のみでは不十分ではないでしょうか？公募委員自身に関する意見は言えても、自分に関係のない分野について意見を言うことはできないと思います。例えばサラリーマンの人が、農家の人の意見を言えるのかといった問題です。そういう点で、大和郡山市の各地域や各種団体の代表者も委員に入れておく必要があると考えます。

事務局 策定委員の構成について大和郡山市の自治の主体が何であるかという観点で考えてみましょう。

委員 大和郡山市の特色を考えると、製造業・小売業・居住地区等が考えられるので、法人も委員に入るべきではないでしょうか？

また、大和郡山市を支えてきた人等、それぞれの属性に按分して選考したいと、私は思います。

事務局 「公募委員のみでは大和郡山市の実状に合わず、団体から選ぶことは無視できない」というような意見が出てきましたが、どうでしょうか？

委員 各分野から委員を選出するのは賛成ですが、意見を言える人が望ましいです。

- 委員 公募のみであれば意見の收拾がつかなくなるのでは…。
- 委員 小論文や作文を書いてもらって、選考していけば良いのでは…。
- 委員 団体の代表者は、義理で出席している感が否めない。第3次総合計画の市民懇談会は5回行われましたが、公募委員は全回出席でした。(実際は公募7人中、6人が全出席。参考までに、各種団体の代表者14人中、7人全出席)
- 委員 資料を見て、公募のみが良いと思いましたが、年代や分野がまんべんなく網羅されるのが望ましいとも思います。しかし、本当に大和郡山市のことを思って参加しているかどうかが一番の問題だと思います。
- 委員 全体の市民の意見を聞く場は策定委員会とは別に設ければ良い。
- 委員 若い世代の意見も重要なので、選考方法に年代別も入れるべき。
- 委員 大和郡山市のことを本当に考えている人がやるべきで10人でも良いと思うくらいです。市民が中心になってやるべき。
- 委員 公募委員に、大和郡山市を客観的に分かっている人(市議会議員数名)をプラスしたら良いのではないのでしょうか？
- 委員 それだけでなく、公務員(職員)も入れたら良いと思います。
- 委員 準備会として策定委員の構成を決めても、策定委員会の中で修正等をしていっても良いのではないのでしょうか。
- 委員 やはり私は、多摩市のように公募委員のみが良いです。
- 委員 多摩市のような基礎がないのに、同じものを求めるのは問題があると思います。
- 委員 公募のみにした場合に、人が集まるかどうか不安です。

委員 公募人数が少なかったら、その時にどうするか考えれば良い。

委員 策定委員会を開催する曜日や時間帯、報償費等についても考えないといけませんね。

事務局からの連絡

事務局 そろそろ時間がきましたので本日はこれまでにしたいと思います。次回は、3月15日(木)午後6時からでお願いします。なお、その次は3月29日(木)の予定とします。

あと次回までに皆さんに考えていただきたいことが3点あります。
「大和郡山市の自治の主体が何であるか？」です。本日の意見では市民・議会・行政がでてきましたが、それだけでしょうか？
「策定委員会への申し伝え事項の整理」です。「こういう意見を聞くように、留意するように」といった部分を考えてきて下さい。公募のみにするという意見がありましたが、各種団体の代表を選考しない場合、各分野の意見をどのように聞いていくのか？
以上の3点です。よろしくお願いします。

会議の名称	第4回 自治基本条例策定市民準備会	
開催日時	平成19年3月15日(木) 18:00~20:00	
開催場所	大和郡山市役所 200会議室	
事務局	大和郡山市 企画政策部 企画政策課	
出席者	委員	委員9名
	事務局	西本企画政策課長 徳田係長 森 澤田 齋藤(コンサルタント)
欠席者	委員2名	
議題等	前回の議事録について 本日の司会者選任 大和郡山市の自治の主体について 策定委員会の委員構成について 事務局からの連絡	

議 事 概 要

前回の議事録について

事務局 第3回の議事録について何か修正等ございませんか？

委員 修正等の意見なし

本日の司会者選任

事務局 本日の司会は、どうしましょうか？

委員 今日事務局の方で司会をお願いしたいです。

事務局 分かりました。

大和郡山市の自治の主体について

事務局 前回の会議は、第3回議事録の7ページにも書いてますように、
大和郡山市の自治の主体とは何か
策定委員会への申し伝え事項の整理
公募のみの場合、各分野の意見把握方法
の3点を、検討していただくようお願いしたところで終わって
いたと思います。

それでは本日は から始めていきましょう。

前回までの議論で、大和郡山市の自治の主体は『市民』『行政』『議会』の3つが挙がっていました。その3つ以外に、自治の主体はないのでしょうか？

委員 3つ以外にどんなものが考えられるのか、例を挙げていただけませんか？

委員 市内の会社に勤めている人等も『市民』の中に含まれていると考えていますし、それ以外の主体は考えにくいのですが...

事務局 特に3つ以外に事務局で考えているわけでもありません。主体が3つということで意見がまとまっているなら、自治の主体は『市民』『行政』『議会』の3つで決定しますがよろしいでしょうか。

委員 反対意見なし。

【決定事項】大和郡山市の自治の主体は、『市民』『行政』『議会』の3つ。

策定委員会の委員構成について

事務局 自治の主体が決まりましたので、次に策定委員の構成について議論していただきたいと思います。今までの議論で、『市民』『行政』『議会』のそれぞれで構成するという意見と、『市民』のみで構成するという意見がありましたかどうか？

<行政・議会の認識について>

委員 『行政』『議会』を構成員に入れるとすれば、ちゃんと委員にな

ってもらえるのかどうか不安を感じます。また、行政と議会の自治基本条例に対する熱意や認識についても不安です。

委員 行政と議会の認識は？ 自治基本条例を作った方が良いと考えているのでしょうか？

事務局 第3次総合計画において「協働のまちづくり」に重点を置くことになり、現在、「協働のまちづくり」を進めているところです。ですから自治基本条例が必要であるという認識は、行政にはあります。また新年度当初の市政方針のなかに自治基本条例を策定する旨がありますので、議会も策定することは認識しています。ただ、議員が策定委員になることまでは認識していないと思いますので、この準備会で策定委員に議員を入れることが決まれば、事務局は準備会の意見を尊重して、議会等に伝えていく考えています。

委員 この準備会で、議員の方に策定委員になってもらおうと決まっても、拒否された時にどうするかを考えると不安になります。準備会で結論を出しても無駄になってしまうのでは困りますので、前もって議会等へ説明しておくべきではないでしょうか？

委員 私は、そのような心配は無用だと思います。「自治体の憲法」を決めるのだから、策定委員になることを拒否するような議員はいないと思います。

委員 これから市長が議会へ説明していくことになるので、その時に市長が自信を持って説明することができて、議会の協力を得られるように、我々がこの準備会を充実したものにしていけば良いのではないのでしょうか。

事務局 この準備会を始める前の段階では、自治の主体が何であるかを決めていたわけではありません。ですから、この準備会で自治の主体を決め、更に策定委員の構成等を決めてから、議会へ説明していけば良いのではないのでしょうか。

委員 まず、この準備会で策定委員会の運営方法を決めましょう。その

後に関係者へ説明していけば良いのであって、説明の際には、準備会の意見を尊重できるように企画政策課がフォローしていくということが良いのではないのでしょうか。

< 策定委員の構成及び構成割合について >

委員 策定委員には行政も議会も入ってもらいたいと思います。行政には助役等に入ってもらいたいです。また、職員公募しても良いのではないのでしょうか。

委員 3つの主体のそれぞれから公募しても良いのではないのでしょうか。

委員 委員の構成については3つの主体が入るべきだと思います。また、『市民』が主役なので『市民』の比率に重点を置くべきだと考えます。一般的に、行政と議会からの公募は難しいと思いますし…。

委員 『市民』：『行政』：『議会』 = 6 : 2 : 2 が望ましい。

委員 今までは、行政主体でやってきた経緯がある。これからは市民主体でやっていくという意味からも、『市民』の比率に重点を置くべきだと考えます。

委員 今まで市民は行政や議員に頼り過ぎていたと思います。これからは、夕張市のようにならないように、『協働のまち』を目指さなければいけません。そのためにも市民が主体となって、行政や議会へ投げかけていけるようにしないといけない。そういう意味で、策定委員は市民だけで良いと考えます。

委員 行政職員の中にも市民がいるわけですから、行政も策定委員になってもいいのではないのでしょうか？

委員 私は市民のみの策定委員が良いと思います。ただ、条例なので議会へ提案するわけですから、議会の意見を聞く機会をつくって議決する方向に導く必要があると考えます。

< パートナーシップ協定について >

委員 議会で否決されずに議決されるためにも、議会と行政とパートナーシップ協定を結ぶ必要があると考えます。

委員 理想はそうだが現実的にはどうでしょうか。

委員 議会や行政がない策定委員会では、条例案は否決されやすいのではないのでしょうか。

委員 パートナーシップ協定とは、どんなものですか？

事務局 「主役である市民に委託して作られた案」を尊重するという内容のものです。協定を結ぶにも行政内部の調整等が必要になってきますし、それだけでも時間がかかるものと思われまます。パートナーシップ協定を結んだ事例を考えると、自治基本条例の策定までに4,5年はかかるのではないのでしょうか。

委員 策定予定が19年9月となっておりますが、策定期間については、策定委員会での市民の熱意により行政・議会を動かすことで、変わってくるものだと思います。

委員 市民公募委員が少ないことを懸念されているかもしれないが、この準備会に参加している私たちが公募すれば良い。そうして自治の主人公である『市民』が策定委員会で議論し進めていくべきだと考えます。

また、パートナーシップ協定については策定委員会であるものから、協定をするかしないかは策定委員会で決めてもらえば良いと思います。

< 市長の考えについて >

委員 これだけ議論することがあるのだから、市長の考えを聞く懇談会をしてほしい。また、市長の意気込みも知りたい。

事務局 ここで決まったことを尊重し、市長に報告していきます。また、策定委員会には議会の方にも参加してもらい、市民の考えているこ

とを肌で感じる機会にしてほしいという思いもあります。

委員 市長がどう思っているのか気にしていますが、この準備会は、市長が作りたいたいという思いで始まっているのだから…。

委員 それは分かっていますが、策定期間を19年9月にしているのが気になって…。これだけの短い期間で策定するのは無理で、策定できたとしても他市町村の真似事であり、真の自治基本条例はできないと考えます。そう考えると、市長がそのあたりをどう考えているのか知りたくなるのです。

委員 策定期間について短いと感じるのであれば、策定委員会が期間の延長等を主張すれば良いのではないのでしょうか。

委員 結論に至るまでの議論の経緯等を含め、この準備会について市長へ報告してほしいです。そして市長がどう考えているのか知りたいです。

また、2時間続けて議論するよりは休憩時間をとった方が良いのではないのでしょうか？ 休憩時間をとるようにします。

事務局 市長との懇談会をするにしても、準備会として意見がまとまってからにした方が良いのではないのでしょうか。

委員 それはそうですが、市長は我々に説明すべき。(策定期間等について)こんなに熱意を持って議論しているのだから、同じ熱意を持ってやってもらわないと…。

委員 言っていることも分かりますが、それは策定委員として主張すべきことだと思います。準備会としては、最初に市長から挨拶があったわけですから…

委員 不安ばかりが先走って、議論が先に進んでいないような気がしますので、議論を「策定委員の構成」に戻しませんか。

< 策定委員会の委員構成について >

委員 市民公募だけでなく行政と議会の公募も入るべきだと思います。

委員 議会には大きな会派が2つあると聞いていますから、議員は最低2人に入ってもらえるべきではないでしょうか。そして、市民の生の声を知ってもらい、議会に浸透して行ってほしいです。

委員 先ほどから定員について言われていますが、定員は必要ないと思います。公募でやりたいという人がいれば、やってもらったら良い。

委員 市民の公募については定員を決めるべきではないと思います。しかし、行政と議会については定員を設けた方が良いと思います。

委員 行政は、助役1人と職員公募1人が良いと思います。また、策定委員の構成比は、『市民』：『行政』：『議会』 = 6 : 2 : 2 が良い。

委員 行政は、自治基本条例に関わってくる課を中心とすれば良いと思います。

事務局 3つの主体を策定委員の構成に入れるべきという意見が多くなってきましたがどうでしょうか？ 反対意見なし

【決定事項】策定委員会の委員構成は『市民』『行政』『議会』とする。

事務局からの連絡

事務局 そろそろ時間がきましたので本日はこれまでにしたいと思います。次回は、3月29日(木)午後6時からでお願いします。

あと次回までに皆さんに考えていただきたいことが5点あります。

策定委員の構成割合について(各主体の割合)

策定委員の規模(委員数)

策定委員の選出方法

市民に周知する広報方法(「つながり」以外で)

策定委員会への申し伝え事項の整理

「こういう意見を聞くように」、「このことについて留意して策

定委員会を運営するようにしてほしい」といった部分の整理。
(例：公聴会を開く等)
以上の5点です。よろしくお願いします。

会議の名称		第5回 自治基本条例策定市民準備会
開催日時		平成19年3月29日(木) 18:00~20:15
開催場所		大和郡山市役所 200会議室
事務局		大和郡山市 企画政策部 企画政策課
出席者	委員	委員8名
	事務局	矢田企画政策部長 西本企画政策課長 北森企画政策課長補佐 徳田係長 澤田 齋藤(コンサルタント)
欠席者		委員3名
議題等		準備会の意見について 前回の議事録について 本日の司会者選任 本日の検討課題について 策定委員の構成割合について 策定委員会の規模(委員数)について 策定委員の選出方法、市民に周知する方法について 公募の年齢制限について 策定委員会への申し伝え事項について 今後について 委員報酬について

議 事 概 要

準備会の意見について

事務局 委員の皆さんの中には、この準備会の意見が策定委員会に反映されるかどうか不安を感じている方もいるかもしれません。しかしながら、第1回の市長挨拶で、この準備会での意見を尊重しバックアップしていきますという言葉がありました。ですから、委員の皆さんにおかれましては、安心して議論していただけたらと思います。

(矢田企画政策部長)

前回の議事録について

事務局 第4回の議事録について何か修正等ございませんか？

委 員 修正等の意見なし

本日の司会者選任

事務局 本日の司会についても、今までと同様に事務局側で行ってもいい
でしょうか？ 異議なし

本日の検討課題について

事務局 前回の会議は、第4回議事録の7ページにも書いてますように、
策定委員の構成割合について（各主体の割合）
策定委員の規模（委員数）
策定委員の選出方法
市民に周知する広報方法
策定委員会への申し伝え事項の整理

の5点を、検討していただくようお願いしたところで終わっていた
と思います。本日は、この5点を骨格として議論していきましょう。

策定委員の構成割合について

事務局 策定委員の構成割合について、どうでしょうか？

委 員 主体の一つである『市民』の中に学識経験者は入れないのでしょ
うか？

委 員 条例をつくるのだから、その分野の法律論者が入ると能率的で良
いと思います。

委 員 学者を招待して、条例や憲法との整合性などを教えてもらうとい
う「策定委員の勉強会」という場にしたら良い。ですから、策定委
員のメンバーに学識経験者が入るといのはどうかと思います。ア
ドバイザー的な役割で入ってもらえば良いのではないのでしょうか？

委 員 学識経験者にはコメンテーターとして参加してもらえば良いと思
います。

事務局 学識経験者の参加について意見が出ていますが、アドバイザーと
しての参加なのか、別枠を設けての参加という点ではどうしょう

か？

委員 策定委員会の委員として、別枠での参加は良くないと思います。アドバイザーとしてなら良いが…。

事務局 今までの各種計画の策定委員会を振り返ってみると、学識経験者がこうですと言えば、他の委員さんは黙ってしまう傾向がありました。そして、「学識経験者によって策定された計画」という感じを他の委員さんが受けてしまうようです。ですから、学識経験者が策定委員の一人として参加することは重大なことです、その点を十分に検討していただければと思います。

委員 ここでの議論が伝わるように策定委員会へ申し送ることが大切だと思います。学識経験者についても同様で、本当は公募で学識経験者が参加することが望ましいのですが…。学識経験者の公募がなかった場合、策定委員会へ「学識経験者を入れた方が望ましい」と申し送れば良いと考えます。

委員 今の論点である 策定委員の構成割合に戻しますが、市民：行政：議会 = 6：2：2 について、もう少し議論する必要があると思います。市民の割合が多く議会が少ないことに対して、市民の代表である議員が納得するか疑問を感じますので…。

策定委員の規模については、10人くらいが望ましいと思います。あとは、いろんな所に行って話を聞いたり、説明したりすることで補えるのではないのでしょうか。

委員 策定委員の構成割合、 策定委員の規模については決めずに、公募した結果をみてから調整したらよいと思います。

委員 『行政』や『議会』よりも『市民』が主体であることを考えなければいけないと思います。

2～4名の議員の人に策定委員になって参加してもらうことで、議会に条例案が上程されたときに、議会に理解してもらえるのではないのでしょうか。

また、『行政』については各部局から1名ずつ公募したらいいので

は…。条例をつくるのに起草委員会というのが必要になってくるので、各部局から来てもらった方がよいと思います。

そういうことを考えると、全体で 25 名程度が望ましいと私は思います。あとは、3 つくらいの分科会に分かれてやっていたら効率的だと思います。人数が多いと発言しにくいという意見が以前にありましたが、私は意見を言う人は言うと思います。問題は、市民公募の人数が集まるかどうかということですが…。

委員 議会には策定委員になるように、お願いできるのでしょうか？

事務局 議長にお願いして選出していただくことになります。ですから、「この会派の議員にきてほしい」といったことは言えません。人数については要望できます。

事務局 行政職員の公募については、慎重に議論すべきだと思います。

『行政』代表として策定委員会に参加するのですから、個人として意見を言うわけにはいかないと思います。やはり『行政』という組織の代表者として参加した方がいいのではないのでしょうか。そういう点では『行政』の選出方法を公募にするというのは、そうでなくてもよいのではと思います。 (コンサルタント)

委員 そうですね。『市民』としての参加でなく『行政』としての参加ですから公募というよりは行政組織の代表者として意見が言える人が望ましいわけですね。 反対意見なし

委員 市民自治によるまちづくりを全面的に出すべきだと考えます。ですから『アドバイザー』、『議会』、『行政』は策定サポートとしての役割であるべきだと思います。行政や議会からは見えない部分を市民が提案することで、大和郡山市独自のものをつくっていいのではないかと考えます。

委員 市民公募には市の職員や議員は除いた方がいいのでは…。

委員 こういった議論を経て公募していますということが大事。

委員 職員の中にも市民がいるがどうするのか？

事務局 市民公募を主体として割合は決めない、という意見が多くなって
きましたがどうでしょうか？ 異議なし

【決定事項】市民公募を主体として委員の構成割合は決めない。

策定委員会の規模（委員数）について

委員 規模は考えずに色々な人を集める。人数は多い方がよいと思いま
す。

委員 会議の開催時間を明示すべきだと思います。たくさん集めるため
に開催時間等の条件設定をしておいた方がよいと思います。

委員 公募していただいた方には全員にきてもらう。

委員 公募の前にはウォーミングアップが必要だと思います。説明会や
講演会をすることで気運が高まると考えます。

委員 具体的な開催日時等については、この場で話さなくてもよいと思
います。しかし敢えて言うなら、曜日を決めて開催する方法がある
と考えます。日曜日に 人、火曜日に 人というように曜日に分か
れて、それぞれ開催するという方法（スクランブル）です。

事務局 話を戻して、策定委員会の規模について議論しましょう。

委員 2, 30人はほしいですね。10人という意見もありましたが意見が偏
ってしまうことも考えられますし…。

委員 最大 名、あるいは無制限というのはどうでしょうか？

委員 無制限がいいです。 異議なし

【決定事項】策定委員会の規模（委員数）は無制限。

策定委員の選出方法、市民に周知する広報方法について

事務局 実は先日、事務局で某市の自治基本条例講演会に参加してきました。そこは、説明会や講演会による市民周知の後に公募するという方式で、講演会終了後には公募の用紙を回収する箱も設けられていました。事務局としては、とても参考になりましたので、この場でお話しさせていただきました。

委員 講演会をするとなると、講師の先生に来ていただくことになり、お金がかかります。それよりはお金をできるだけかけずに、新聞・広報紙・自治会等で周知していけばいいのではないのでしょうか。

委員 事務局がお話ししている某市の方式がすごく良いと思います。やはり公募の前に、講演会に参加することで気運が高まりいいと思います。また私も講演会を聞いてみたいです。

委員 市長が各公民館を回って、市長の熱意を市民に伝えてもいいのではないのでしょうか。

委員 先ほどの某市以外に良い例を教えてくださいたいのですが…。

事務局 自治基本条例ではなく総合計画策定での例になりますが、人口が約5万人で50人の公募が集まったところがあります。広報方法は、広報紙・地元コミュニティ紙・各種協議会へのPR・公のイベント、会議でのPRといった積極的に活用できるものを活用するものでした。策定委員会の活動は3つの分科会に分かれて、半年間で約20回の会合を開いたようです。

委員 予算の範囲内で広報活動等すればよいと思います。

委員 策定委員会の開催曜日や時間について、募集時に明記するべきだと思います。その方が応募しやすくなります。

委員 募集時に募集人数を明記しなくても、事務局は大丈夫ですか？

事務局 「多数の場合は…」というただし書きが必要でしょうか？

委員 公募の人数が少なくなならないような工夫をするべきで、公募が多くて困ることはないと思います。多い場合は策定委員会の運営方法を工夫したらいい。

委員 性別・年齢・地域に偏りが生じた場合はどうしましょう？

委員 平等に募集しているのだから偏りを考える必要はないと思います。

委員 たくさん公募で集まるように、積極的にPRしていきましょう。

【決定事項】

選出方法...市民は公募、議会は議長に依頼、行政は行政組織としての代表を選出する。

広報方法...予算の範囲内で積極的にPRしていく。

公募の年齢制限について

委員 10年、20年先を見越して若い人にも参加してもらいたいです。

事務局 年齢制限を16歳に設定しているところもありますが...

委員 16歳で話せるでしょうか？

委員 私は西ノ高校の地域創生コースの生徒が活動している場に、何度か行っています。生徒たちと話していると、若くても素晴らしい意見を持っていると感心させられます。

委員 若い人を入れるのは賛成ですが、策定委員会後の公聴会等を行うことで十分に意見をくみ取れると考えます。

委員 若い人を入れることによるマイナス要素がまとまらない限り、外さない方がよいと思います。

事務局 制度としては確保しておいた方がよいが、聞く場を確保するだけでもよいという意見が出ています。このように策定委員会では、「自

治の主体の方々の意見」を聞くプログラムづくりが、大切になってくると思います。

委員 16歳以上にするなら論文を書いてもらう募集要項にしてはどうでしょうか？

委員 若い人の人材育成は必要だと思います。

事務局 意見が分かれてきましたが大まかまとめていきたいと
思います。
多数決の結果、20歳以上で決定。(20歳の根拠は公民権の有無)

【決定事項】公募資格は20歳以上。

策定委員会への申し伝え事項について

委員の1人から自作の申し伝え事項(案)の資料配付希望があり、全委員の了承のうえ配布する。

委員 案を作ってみましたので読みます。(朗読)

委員 文中に『市民基本自治条例』とありますが、この名称については検討する必要がありそうですね。

委員 最後から5行目について、文章を途中で切っても分かり易くなると思います。

委員 あと5回の議事録も付けるべきだと思います。

委員 策定委員会は公開でということもありましたね。

事務局 今の皆さんの意見を参考に修正し、申し伝え事項とします。

今後について

委員 今後のスケジュールや進捗状況が気になりますので関連資料等を送ってほしいです。

委員 せめて1ヶ月に1回程度で1年くらいは送ってほしいです。

事務局 分かりました。今後のスケジュールと今回の議事録は近日中に送付します。ただ今後の進捗状況等につきましては、策定委員会が公開制であることやホームページでも公開していくことになりますので送り返しません。 異議なし

委員 ホームページについてですが、見た人が意見を提出できる項目をつくってほしいです。

事務局 分かりました。

委員報酬について

委員 一定の報酬を考えてもいいのではないのでしょうか？

委員 報酬はなしで、感謝状等でいいのでは…。

委員 交通費程度を支給すれば、公募しやすくなるのでは…。

委員 今まで報酬がでているのは、どういった場合ですか？

事務局 今までは、市長の諮問機関であれば報酬がでていました。

事務局 自ら公募してくる場合については、報酬はでないのが普通ですね。また今回の場合、会議の回数制限もありませんし…。 異議なし
(コンサルタント)

【決定事項】委員報酬は無報酬。

事務局 皆さん、5回の会議をとおして大和郡山市のために議論していただきまして、たいへんありがとうございました。

以上で、自治基本条例策定市民準備会を終わります。

